

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		指定養育医療機関の指定
根拠条例・規則等名		母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）
条 項		母子保健法第 20 条第 5 項
所 管 部 課		保健衛生局保健所健康支援課（電話：048-840-2219）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定 （理由：認定基準が法令等の定めに具体的に規定され尽くされているため）
	設定等年月日	平成 14 年 4 月 1 日設定 平成 15 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	申請書・添付書類等の審査 6 日 行政庁における審査 4 日（内現地調査 1 日を含む） 関係各課との協議 5 日 決裁及び告示 7 日 計 22 日
	設定等年月日	平成 14 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		